

ための事務フローの見直し、態勢の整備等を検討していく必要があるといえる。

2 今後の記録の保存・廃棄の在り方について

1のとおり、まず、最高裁のこれまでの姿勢や取組等から、裁判所は事件処理のために記録を保管し、保存期間が満了すれば原則として記録を廃棄し、特別保存に付するのは極めて例外的な場面であるといった考え方が組織の中で醸成、共有されるに至ったことが問題であり、裁判所組織として、こうした記録の保存・廃棄に対する考え方や姿勢を改める必要がある。

また、これには、2項特別保存について、裁判所が安定的、確実な判断を行っていくための認定プロセス（判断に必要な情報集約の方法や認定時期等）が定まっていなかったことや、2項特別保存の基準について、平成4年の運用通達の発出を経てもなお、具体的かつ客観性を伴ったものとはなっていないことも影響していたものと思われる。これらは、各庁の運用要領の策定を経て相当程度改善が図られたものの、各庁の運用要領が全国的に不統一なものとなっているなど、課題が見られるところである。

そこで、2項特別保存を含む記録の保存・廃棄の適切な運用を確保していくために、以下のとおり、記録の保存・廃棄に対する考え方・姿勢を改善する方策に取り組むほか、2項特別保存の認定プロセスや基準の見直し、適切な運用の確保に向けた態勢の整備、支援等にも取り組んでいくこととする。

(1) 記録の保存・廃棄に対する考え方・姿勢の改善等

ア 記録を保存する意義の組織的な共有

記録は、事件に関して裁判所及び当事者にとって共通の資料として作成されるものであり、裁判所や訴訟進行等に利害関係を有する当事者による利用が想定されており、裁判所は、第一次的には事件処理の必要のために記録等を保存しているといえる。

もっとも、記録の中には、重要な憲法判断が示された事件や、全国的に社会の耳目を集めた事件など、歴史的、社会的な意義を有し、史料又は参考資料として価値を有するものも含まれており、そのような記録については事件処理の必要性を超え、国民共有の財産として保存し、後世に引き継いでいく必要がある。

そこで、このような記録を保存する意義を組織的に共有していくための方策として、保存規程に記録を保存する意義を明記した理念規定を追加し、これを明示することが相当である。

イ 常設の第三者委員会の設置

国民共有の財産である歴史的、社会的な意義を有する記録を適切に2項特別保存に付し、後世に引き継いでいく仕組みを構築していくためには、裁判所において自ら判断を行っていくことに加え、国民の意見や公文書管理等の専門家の知見等も取り込んだものとしていく必要がある。

そこで、最高裁に以下のような常設の第三者委員会を設置することが相当である。

- | |
|---|
| ○ 考えられる構成
法曹関係者や法学者、報道関係者等の有識者のほか、アーカイブズ学の |
|---|

専門家やアーキビスト等が考えられる。

○ 考えられる役割

- ① 各庁の個別事案（例えば、弁護士会等から要望があったにもかかわらず、2項特別保存に付さなかった事案）について、2項特別保存の適否の意見を提出すること（各庁では、同意見を踏まえ再検討）
- ② 記録保存の在り方の更なる見直しや2項特別保存の運用指針等の全般的事項についての意見、助言を提出すること（最高裁の施策、各庁の運用に反映）
- ③ 一定の重大な社会事象（大震災や疫病等）が生じた場合に、これに関連する記録を保存するよう提言すること

ウ 国立公文書館への移管の拡大等

歴史的、社会的な意義を有する記録について、国民共有の財産として確実に後世に残していくためには、行政文書と同様に、歴史的公文書として、民事、家事、少年という事件種別を問わず、国立公文書館に移管していくことが考えられる。

現在の申合せによれば、移管対象となる記録は民事訴訟事件に係るものに限定されている。また、5年ごとに定められる移管計画に基づき、計画的に移管を進めているものの、同移管計画においては、保存始期（事件完結）から50年を経過したものを移管対象としているにとどまる。

そこで、民事訴訟事件以外の記録も移管の対象とすることを検討するとともに、2項特別保存に付した後、速やかに移管することを検討することとし、移管後の利用の在り方も含め、内閣府や国立公文書館との協議を進めていく必要がある。

エ 第一審における保存の方法の見直し

一部の庁では特別保存に付した記録が誤って廃棄された事案も確認されており、特別保存に付した記録について、記録そのものの誤廃棄を防ぐための対策の不十分さや、事件管理システムを用いた廃棄目録の作成過程の事務フローが確立していなかったことがうかがえる。

そこで、各職員において運用通達等の趣旨に従って特別保存に付した記録が適切に保存・管理されるよう、具体的な事務やシステムへの入力等の在り方について整理し、周知する必要がある。また、現在の運用通達等の規律に加え、特別保存に付した記録について、他の記録とは区別して保管しなければならない旨や、保存終期が定められたものについては、保存終期についても表紙等に朱書きを行うべき旨を明記することが相当である。

(2) 2項特別保存の認定プロセスについて

ア 認定プロセスの整理・見直し

1(1)イのとおり、運用要領の策定前において、各庁において、裁判所が2項特別保存に付すべき記録を適切に保存していくために、2項特別保存の判断に必要な情報をどのように集約し、判断権者がいつ判断をするのかといった認定プロセスは確立されていなかった。また、1(2)ウのとおり、運用要領の策定後においても、詳細な実施細目を定め、情報集約の方法や認定時期等を明確にしている庁が見られる一方、そのような

定めのない庁も散見され、各庁における認定プロセスは区々となっている。

運用要領が定める基準ごとに最適な情報集約の方法や認定時期等は異なると思われるところ、2項特別保存に付すべき記録を適切に保存するという観点からは、基準該当性を直ちに判断できるものについては、保存期間の満了を待つことなく、直ちに認定手続に付することとすることが相当である。

そこで、2項特別保存の認定プロセスについて、各庁の運用要領を踏まえつつ、可能な限り全国一律のものとなるよう、以下のとおり見直ししていくことが相当である。

- 基準ごとに、判断に必要な情報をどのように集約し、認定に向けた手続をいつ誰が行うのかなど、認定プロセスの整理・見直しをする。具体的には、以下のとおり（なお、あらかじめ各庁において各手続を行う部署や担当者を明確にしておくことを想定している。また、複数の部署や職員が基準該当性の確認に関与する等、2項特別保存に付すべき記録の抽出に漏れが生じないような仕組みを検討する。）。
- ・ 判例集掲載基準
 - ① 年1回、最高裁から判例集掲載事件を周知する。
 - ② 各庁において該当事件の有無を確認し、該当事件があれば直ちに2項特別保存に付する手続を行う（必ず2項特別保存の認定）。
 - ・ 日刊紙2紙掲載基準
 - ① 事件終局時に基準該当性を確認し、該当すれば記録への記載及び事件管理システム等への入力を行う。
 - ② 上訴審に移行した場合には、上訴審終局時にも基準該当性を確認し、該当すれば記録への記載及び事件管理システム等への入力並びに第一審裁判所への通知を行う。
 - ③ 事件完結後、第一審裁判所に記録が返還された場合には、当該記録の記載事項及び事件管理システム等の入力事項を確認し、日刊紙2紙に掲載されていれば直ちに2項特別保存に付する手続を行う（必ず2項特別保存の認定）。
 - ・ 担当部申出基準
 - ① 事件終局時に担当部¹⁵において申出の有無を検討し、申出をする場合には記録への記載及び事件管理システム等への入力を行う。
 - ② 上訴審に移行した場合には、上訴審終局時にも上訴審担当部において申出の有無を検討し、申出をする場合には記録への記載及び事件管理システム等への入力を行う。
 - ③ 事件完結後、第一審裁判所に記録が返還された場合には、当該記録の記載事項及び事件管理システム等の入力事項を確認し、事件担当部

¹⁵ 当該事件を担当した部署を指し、例えば、少年事件であれば、当該事件を担当した裁判官や裁判所書記官、家裁調査官等の意見を踏まえ、事件記録や少年調査記録について2項特別保存に付するのが相当と思料する場合には、当該部署として申出を行うことを想定している。

からの申出がされていれば直ちに2項特別保存に付する手続を行う（必ず2項特別保存の認定）。

・ 弁護士会等からの要望基準

- ① 弁護士会等からの要望があった場合には、記録への記載及び事件管理システム等への入力を行うとともに、候補記録として他の記録とは区別して保管する。
- ② 一定の時期において、各庁の選定委員会が2項特別保存の適否に関する意見を所長に提出し、所長において2項特別保存の判断を行う。
- ③ 所長が不認定としたものについて、最高裁設置の常設の第三者委員会に諮り、同委員会が意見を提出する。各庁の所長は、同意見を踏まえて再検討・判断を行う。

イ 廃棄手続の見直し

第4の3のとおり、保存期間を満了した記録について、2項特別保存に付するか否かが明示的に決裁されないまま首席書記官が廃棄指示をしている現状が見られ、運用要領の策定後においてもその状況に大きな変化は見られない。

しかし、廃棄と2項特別保存の判断は表裏の関係にあり、2項特別保存について判断権者である所長に諮らないまま廃棄が行われることとなれば、2項特別保存の適切な運用を確保することは困難となる。

そこで、廃棄に先立ち、判断権者において2項特別保存に付すことを検討すべき記録が含まれていないことを確認する仕組みとすることが相当である。

例えば、首席書記官の廃棄指示に先立ち、当該年度に廃棄対象となっている一定の範囲の記録について、2項特別保存の基準に該当するものや外部からの要望があったもの（2項特別保存に付さない旨の判断が確定したものを除く。）が含まれていないことについて、必要な情報をとりまとめた資料に基づいて所長の確認を得なければならないこととすることが考えられる。

ウ 第三者委員会の関与

(1)イのとおり設置する第三者委員会に、個別事案についての2項特別保存の適否の意見を聞くことにより、裁判所自らの判断だけではなく、専門家の知見等を取り入れた運用を実現することが相当である。

(3) 2項特別保存の基準について

運用要領の策定前においては、各庁において、具体的かつ客観性を持った基準が示されておらず、2項特別保存に付するかの検討の糸口を失わせている面があった。他方、運用要領の策定後においては、各庁において概ね同様の具体的かつ客観性を持った基準が設けられており、2項特別保存の活用が進んでいる状況にあるものの、各庁において基準が区々となっている部分がある。

また、1(2)ウのとおり、東京地裁の運用要領の枠組みは、運用通達の基準に対応する形になっているものの、日刊紙2紙掲載基準により「当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なもの」（運用通達記第6の2(1)オ）を確実に拾い上げることができるとは言い難く、現にそのよう

な指摘も見られるところである。

さらに、記録の史料・参考資料としての価値については、第一次的には事件の担当部がよく把握しうるところであり、担当部による申出の活性化により運営改善が期待できる面もある。

そこで、2項特別保存の基準について、各庁の運用要領を踏まえつつ、可能な限り全国一律のものとなるよう、以下のとおり見直していくことが相当である。

- 日刊紙2紙掲載基準につき、東京地裁の運用要領においては「主要日刊紙のうち、2紙以上（地域面を除く。）」とあるのを改め、地域面を含むものとする。
- 事件担当部からの申出について、東京地裁の運用要領においては運用通達記第6の2(1)ア～ウの事由に該当する場合に限定されている（第2の2(1)）のを改め、広く同ア～カの事由に該当する場合を対象とする形で整理する。

(4) 適切な運用の確保に向けた態勢の整備・支援等

特別保存の適切な運用の確保に向けて、以下のとおり、最高裁において態勢の整備や支援等を検討していくことが相当である。

ア 特別保存の要望を促進するための取組

2項特別保存の枠組みの見直しによっても、裁判所の知見のみで2項特別保存に付すべき記録を漏れなく抽出することは難しい側面があり、弁護士会や学術研究者等の外部からの要望が重要な契機となりうるところ、これまでの状況によると、平成4年の運用通達の発出によって外部からの要望の活性化にはつながらなかった。他方、令和2年の運用要領策定後には、各庁において一般からの要望の申出を行う手続等をウェブサイトに掲載して広報するほか、弁護士会に要望があれば申出を行うように呼び掛けるなどして手続等について周知を図ったことにより、一定の効果が見られた（第4の1(1)）ところ、このような取組を継続するとともに、更なる活性化に向けて取り組むことが相当である。

そこで、特別保存についての外部からの要望を促進するために、以下の取組を検討する。

- 裁判所のホームページから、入力フォームにより特別保存の要望の申出を行えるようにするなど、容易な申出を可能とする。
- 特別保存の判断結果について、要望申出を行った者に通知する。
- 弁護士会や学術研究者のほか、広く国民に対して、継続的な広報活動を行う。

イ 各庁の記録庫の狭隘への対応

各庁の記録庫の状況は一様ではないが、2項特別保存の活用への隘路として、各庁における記録庫の狭隘への懸念が挙げられる。

そこで、最高裁において各庁の記録の保管スペースを確保し、各庁の状況に応じてその負担を軽減することを検討する。具体的には、最高裁において記録の保管に適するスペースを用意し、適切な温度・湿度管理の下で保管していくことなどを検討する。

ウ 最高裁による実情把握、支援等

別記第七十四号様式（第五十五条関係）

Separate Form 74 (Relating to Article 55)

日本国政府法務省

Ministry of Justice, Japan

難 民 認 定 申 請 書					
Application for Recognition of Refugee Status					
法 務 大 臣 殿 To: Minister of Justice					
氏 名 Name	男 Male		別名・通称名等 Other names or aliases		
	女 Female				
生年月日 Date of birth	(年) (Year)	(月) (Month)	(日) (Day)	現在の職業 Current employment	
国籍・地域（又は常居所を有していた国名） Nationality/Region <small>(or country of previous habitual residence)</small>			出生地 Place of birth		
住居地 Address	方 電話番号 携帯電話番号 Care of Telephone number Mobile phone number				
	番 号 Number	発行・更新 年月日 Issued/renewed on	有効期限 Period of validity	発行機関 Issued by	発行・更新理由 Reason for issuance/renewal
旅 券 Passport					
在留カード/ 特別永住者証明書 Residence card / Special permanent resident certificate					
本邦上陸年月日 Date of arrival in Japan	上陸港 Port of arrival	現に有する在留資格（又は許可の種類） Current status of residence (or type of qualification)		在留期間満了日（又は許可の期限） Date of expiration of period of stay (or validity of qualification)	
官 用 欄 Space to be filled in by officials					

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

Note: All parts of this application must be on JIS size A4 paper.

